

平成 16 年度

法人税関係法令の改正の概要

国 税 庁

インターネットを利用して申告や納税ができる「e-Tax」（国税電子申告・納税システム）の運用が開始されました。

ご利用方法などの手続の詳細については、e-Tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)をご覧ください。

略 語

改正法	所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）
改正法令	法人税法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第101号）
改正法規	法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成16年財務省令第27号）
改正措令	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第105号）
改正措規	租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成16年財務省令第31号）
改正耐用年数省令	減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（平成16年財務省令第33号）
法	改正法による改正後の法人税法
法令	改正法令による改正後の法人税法施行令
法規	改正法規による改正後の法人税法施行規則
措法	改正法による改正後の租税特別措置法
措令	改正措令による改正後の租税特別措置法施行令
措規	改正措規による改正後の租税特別措置法施行規則
耐用年数省令	改正耐用年数省令による改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令
負担軽減措置法	改正法による改正後の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律
通則法	改正法による改正後の国税通則法
実施特例法	改正法による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律
旧法	改正法による改正前の法人税法
旧法令	改正法令による改正前の法人税法施行令
旧法規	改正法規による改正前の法人税法施行規則
旧措法	改正法による改正前の租税特別措置法
旧措令	改正措令による改正前の租税特別措置法施行令
旧措規	改正措規による改正前の租税特別措置法施行規則
更生特例法	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）
家畜排せつ物法	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
特定農山村法	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）
旧総合保養地域整備法	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）による改正前の総合保養地域整備法
中心市街地整備改善活性化法	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号）
中小企業総合事業団廃止法	中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成14年法律第146号）
密集市街地整備法	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）
中小企業基盤整備機構法一部 改正法	中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第35号）
旧資産流動化法	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法律第97号）による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律

（注）この説明書は、平成16年4月21日現在の法令に基づいて作成しています。

目

次

I	欠損金の繰越控除制度に関する改正	1
1	青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度の整備	1
2	青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度の整備	1
3	資産整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の損金算入制度の整備	1
4	その他	2
II	減価償却制度に関する改正	3
1	時価評価等が行われた場合の減価償却制度の整備	3
2	減価償却資産の償却方法等の整備	5
3	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度の整備	5
4	その他	6
III	準備金制度に関する改正	11
IV	資産譲渡の場合の課税の特例制度に関する改正	12
1	承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例制度の創設	12
2	その他	12
V	税額の計算に関する改正	15
1	連結法人の法人税率の特例の廃止	15
2	中小企業者等が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除制度の整備	15
3	その他	16
VI	その他の改正	17
1	帳簿書類の保存期間	17
2	その他	18

I 欠損金の繰越控除制度に関する改正

1 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度の整備

〔制度の概要〕

この制度は、法人の各事業年度開始の日前5年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（既に当該各事業年度前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び法第80条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となったものを除きます。）がある場合には、その欠損金額に相当する金額を、当該各事業年度の所得の金額を限度として、損金の額に算入するというものです（旧法57①）。ただし、欠損金額の生じた事業年度に青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、その後も連続して確定申告書を提出していることが必要です（法57⑩）。

〔改正の内容〕

この制度による繰越控除の対象となる欠損金額が、各事業年度開始の日前7年以内（改正前は5年以内）に開始した事業年度において生じた欠損金額とされました（法57）。

〔適用時期〕

平成13年4月1日以後に開始した事業年度において生じた欠損金額について適用され、同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、従来どおり適用されます（改正法附則13）。

2 青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度の整備

〔制度の概要〕

この制度は、法人の各事業年度開始の日前5年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（**1**の青色欠損金の繰越控除制度の適用があるもの又は法第80条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定の適用があるものを除きます。）のうち、棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産について震災、風水害、火災等の災害により生じた損失に係るもので一定のもの（以下「災害損失欠損金額」といいます。）があるときは、その災害損失欠損金額に相当する金額を、当該各事業年度の所得の金額を限度として、損金の額に算入するというものです（旧法58①）。ただし、欠損金額の生じた事業年度に災害損失欠損金額の明細を記載した確定申告書を提出し、かつ、その後も連続して確定申告書を提出していることが必要です（法58⑤）。

〔改正の内容〕

この制度による繰越控除の対象となる災害損失欠損金額が、各事業年度開始の日前7年以内（改正前は5年以内）に開始した事業年度において生じた欠損金額とされました（法58）。

〔適用時期〕

平成13年4月1日以後に開始した事業年度において生じた欠損金額について適用され、同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、従来どおり適用されます（改正法附則13）。

3 資産整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の損金算入制度の整備

〔制度の概要〕

この制度は、法人（連結子法人を除きます。）に商法の規定による整理開始の命令があったこと等一定の事実が生じた場合において、その事実があったことに伴いその役員若しくは株主等である者若しくはこれらであった者から私財の提供を受け、又はその事実の生じた時に債権者から債務の免除を受けるときは、その受ける日の属する事業年度前の事業年度において生じた欠損金額（連結事業年度において生じた連結欠損金個別帰属額を含みます。）で一定の金額のうち、その私財提供益及び債務免除益の合計額に達するまでの金額を、損金の額に算入するというものです（法59①）。

この場合の欠損金額で「一定の金額」とは、私財提供又は債務免除を受ける日の属する事業年度（以下「適用年度」といいます。）の終了の時点における前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額から次のイ及びロの金額の合計額を控除した金額とされています（旧法令118）。

イ 適用年度終了の時における資本積立金額

ロ 法第57条《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》又は第58条《青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し》の規定により適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される欠損金額

〔改正の内容〕

この制度による損金算入の対象となる欠損金額の算定上、上記イの資本積立金額は控除しないこととされました（法令118）。

また、連結法人が法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》の規定により個別損金額を計算する場合においても、同様の改正が行われています（法令155の4）。

〔適用時期〕

平成16年4月1日以後に開始する事業年度について適用され、同日前に開始した事業年度については、従来どおり適用されます（改正法令附則2）。

4 その他

その他の欠損金の繰越控除制度等について、次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 連結欠損金の繰越控除（法81の9、改正法附則14）	○ 繰越控除の対象となる連結欠損金額が、各連結事業年度開始の前7年以内（改正前は5年以内）に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額とされました。	平13.4.1以後に開始した連結事業年度（法第81条の9第2項に規定する政令で定める連結事業年度を含みます。以下(1)において同じ。）において生じた連結欠損金額について適用され、同日前に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額については、従来どおり適用されます。
(2) 欠損金の繰越期間の特例（旧措法66の12、66の13、旧措令39の23、39の24、旧措規22の12、22の13、改正法附則44、改正措令附則27、改正措規附則16）	○ 青色欠損金の繰越期間が7年間（改正前は5年間）に延長されたことに伴い、次の特例制度が廃止されました。 ・ 設備廃棄等欠損金額の繰越期間の特例 ・ 特定対内投資事業者等に係る特例欠損金額の繰越期間の特例	平13.4.1前に開始した事業年度において生じた設備廃棄等欠損金額又は特例欠損金額については、従来どおり適用されます。
(3) 欠損金の繰戻しによる還付の不適用（措法66の12①、68の98①、旧措法66の14）	○ 欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度の適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。 また、中小企業経営革新支援法の中小企業者が不適用の対象から除かれる期間についても、同日まで2年延長されました。	—
(4) 特定目的信託に係る課税の特例（措法68の3の3⑨）	○ 特定目的信託の欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度の適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。	—
(5) 特定投資信託に係る課税の特例（措法68の3の4⑨）	○ 特定投資信託の欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度の適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。	—

Ⅱ 減価償却制度に関する改正

1 時価評価等が行われた場合の減価償却制度の整備

時価評価等が行われた場合の減価償却制度について、次の改正が行われました。

なお、これらの改正は、連結法人の連結事業年度の連結所得の金額にも適用があります（法81の3）。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 減価償却資産の償却の方法(法令48①一イ(2)・③・⑥三、改正法令附則2、5①)	イ 定率法を採用している減価償却資産について、評価換え(注1)又は時価評価(注2)が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、その評価換え又は時価評価が行われた事業年度後の各事業年度の償却限度額の計算においては、次の算式中の「既にした償却の額」にその減額された金額を含めて計算することとされました。 (算式) $\text{償却限度額} = \left[\text{取得価額} - \frac{\text{既にした償却の額で損金算入されたもの}}{\text{定率法の償却率}} \right] \times \text{定率法の償却率}$ (注)1 「評価換え」とは、法第33条第2項《特定の事実が生じた場合の資産の評価損の損金算入》に規定する評価換えをいいます。 2 「時価評価」とは、法第61条の11第1項《連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益》に規定する連結開始直前事業年度又は第61条の12第1項《連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益》に規定する連結加入直前事業年度において、時価評価資産の評価益又は評価損を、これらの規定又はこれらの規定に係る法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》の規定により益金の額又は損金の額に算入することをいいます。	① 評価換えに関する改正後の規定は、平16.4.1以後に評価換えが行われた減価償却資産について適用されます。 ② 時価評価に関する改正後の規定は、平16.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(法令48①三ハ・④、改正法令附則2、5②)	ロ 生産高比例法を採用している鉱業用減価償却資産又は鉱業権について、評価換え(注1)又は時価評価(イの注2参照)が行われたことによりその帳簿価額が増額され、又は減額された場合には、その評価換え又は時価評価が行われた事業年度後の各事業年度においては、次の算式により各事業年度の償却限度額を計算することとされました。 (算式) $\text{償却限度額} = \frac{\text{評価換え等の直後の帳簿価額} - \text{残存価額}}{\text{残存採掘予定数量(注2)}} \times \frac{\text{当期の採掘数量}}{\text{採掘数量}}$ (注)1 「評価換え」とは、イの注1に掲げる評価換え及び(2)の注に掲げる評価換えをいいます。 2 「残存採掘予定数量」とは、その資産の耐用年数(その資産の属する鉱区の採掘予定年数がその耐用年数より短い場合には、その鉱区の採掘予定年数)の期間内におけるその資産の属する鉱区の採掘予定数量から、その資産の耐用年数の期間内でその評価換え又は時価評価が行われた事業年度終了の日以前の期間内における採掘数量を控除した数量をいいます。	同上
(法令48①六・⑤、改正法令附則2、5②)	ハ 国外リース資産について、評価換え(ロの注1参照)又は時価評価(イの注2参照)が行われたことによりその帳簿価額が増額され、又は減額された場合には、	同上

	その評価換え又は時価評価が行われた事業年度後の各事業年度においては、次の算式により各事業年度の償却限度額を計算することとされました。 (算式) $\text{償却限度額} = \frac{\text{評価換え等の直後の帳簿価額} - \text{見積残存価額}}{\text{評価換え等が行われた事業年度後のリース期間の月数}} \times \text{当期のリース期間の月数}$	
(2) 減価償却資産の取得価額（法令54④、改正法令附則2、6） （法25①、法令24）	○ 減価償却資産につき評価換え（注）又は時価評価（(1)イの注2参照）が行われたことによりその帳簿価額が増額された場合には、その評価換え又は時価評価が行われた事業年度後の各事業年度においては、従前の取得価額にその帳簿価額が増額された金額を加算した金額に相当する金額をもってその資産の取得価額とみなすこととされました。 （注）「評価換え」とは、次に掲げる評価換えをいいます。 ・ 会社更生法又は更生特例法の規定による更生手続開始の決定に伴いこれらの法律の規定に従って行う評価換え ・ 法人がその組織の変更に伴って行う資産の評価換え	① 評価換えに関する改正後の規定は、平16.4.1以後に評価換えが行われた減価償却資産について適用されます。 ② 時価評価に関する改正後の規定は、平16.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(3) 減価償却資産の償却可能限度額（法令61①、改正法令附則2）	○ 減価償却資産について評価換え（(1)イの注1参照）又は時価評価（(1)イの注2参照）が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、その事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までの各事業年度又は各連結事業年度においてした「償却の額の累積額」にその帳簿価額が減額された金額を含めることとされました。	平16.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(4) 損金経理額とみなされる金額がある減価償却資産の範囲等（法31⑤、法令61の3、改正法附則12、改正法令附則2）	○ 損金経理額とみなされる金額について、次のとおり規定の整備が行われました。 イ 非適格合併等が行われた場合 合併、分割又は現物出資（適格合併、適格分割又は適格現物出資を除きます。以下(4)において「非適格合併等」といいます。）により被合併法人、分割法人又は現物出資法人から移転を受けた減価償却資産について、次の①に掲げる金額が②に掲げる金額に満たない場合には、その満たない部分の金額は、その非適格合併等の日の属する事業年度前の各事業年度の損金経理額とみなすこととされました。 ① その資産の移転を受けた内国法人によりその資産の価額としてその帳簿に記載された金額 ② その非適格合併等の直後におけるその資産の償却限度額の計算の基礎となる取得価額 ロ 時価評価による評価益を計上した場合 時価評価（(1)イの注2参照）が行われたことによりその帳簿価額が増額された減価償却資産について、次の①に掲げる金額が②に掲げる金額に満たない場合には、その満たない部分の金額は、その時価評価が行われた事業年度又は連結事業年度（以下「時価評価年度」といいます。）の翌事業年度前の各事業年度の損金経理額とみなすこととさ	平16.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。

	れました。 ① その資産を有する内国法人により時価評価年度終了の時のその資産の価額としてその帳簿に記載された金額（その資産につきその時価評価年度以前の各事業年度又は各連結事業年度の損金経理額のうち損金の額に算入されなかった金額がある場合には、その金額を加算した金額） ② その資産のその時価評価の直後の帳簿価額	
(5) 繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法（法令64②～④、改正法令附則2、8） （法32⑦、法令66の2、改正法附則12、改正法令附則2）	○ 繰延資産につき評価換え（(1)ロの注1参照）又は時価評価（(1)イの注2参照）が行われたことによりその帳簿価額が増額又は減額された場合の償却費の計算について規定の整備が行われました。 ○ 損金経理額とみなされる金額について、上記(4)に準じた改正が行われました。	① 評価換えに関する改正後の規定は、平16.4.1以後に評価換えが行われた繰延資産について適用されます。 ② 時価評価に関する改正後の規定は、平16.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 平16.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。

2 減価償却資産の償却方法等の整備

〔改正の内容〕

(1) 営業権の償却方法

平成10年3月31日以前に取得をされた営業権について、その償却方法である任意償却が廃止されました（旧法令48①六）。

(2) 減価償却資産の耐用年数の整備

減価償却資産のうちりんご樹の耐用年数が次のとおり改正されました（耐用年数省令別表第四）。

○ 別表第四 生物の耐用年数表

	種 類	細 目	耐 用 年 数
改正前	りんご樹		27 年
改正後	りんご樹	わい化りんご その他	20 年 29 年

〔適用時期〕

改正の内容の(1)及び(2)は、平成16年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法令附則2、改正耐用年数省令附則2）。

3 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度の整備

〔制度の概要〕

この制度は、青色申告法人である中小企業者等が平成10年6月1日から平成16年3月31日までの間に、特定機械装置等の取得等をして、これを指定事業の用に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度（以下「供用年度」といいます。）において、その特定機械装置等の基準取得価額に30%の特別償却割合を乗じて計算した金額の特別償却を認めるというものです（旧措法42の6①）。

(注)「特定機械装置等」とは、その製作の後事業の用に供されたことのない次に掲げるもの（機械及び装置並びに器具及び備品についてはそれぞれ次に掲げる規模のもの）をいいます（旧措令27の6①②、旧措規20の2の2①～③）。

機 械 及 び 装 置	1台又は1基（通常1組又は1式をもって取引の単位とされるものにあつては、1組又は1式とします。以下同じ。）の取得価額が160万円以上のもの
特定の器具及び備品（※）	① 1台又は1基の取得価額が100万円以上のもの ② 原則として、その事業年度において新たに取得又は製作をして指定事業の用に供したもの（注）の取得価額の合計額が100万円以上のもの （注） 法令第133条《少額の減価償却資産の取得価額の損金算入》又は第133条の2第1項《一括償却資産の損金算入》の規定の適用を受けるものを除きます。
車両総重量3.5t以上の貨物自動車	
内航運送業及び内航船舶貸渡業の用に供される船舶	

（※）電子計算機、デジタル複写機、ファクシミリ、デジタル交換設備、デジタルボタン電話設備、電子ファイリング設備、マイクログラフ設備、ICカード利用設備、冷房用又は暖房用機器の9種類が対象とされています。

〔改正の内容〕

(1) 取得価額基準の改正

器具及び備品の取得価額基準が120万円以上（改正前は100万円以上）に引き上げられました（措令27の6②、措規20の2の2③）。

(2) 適用期限の延長

適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました（措法42の6①）。

(3) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)及び(2)の措置に準じた改正が行われています（措法68の11①、措令39の41①、措規22の24①）。

〔適用時期〕

改正の内容の(1)及び(3)は、平成16年4月1日以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます（改正措令附則21、33、改正措規附則12、17）。

4 その他

その他の特別償却制度等について、次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等										
(1) エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却（措法42の5①、68の10①、旧措法42の5①四、68の10①四、旧措令27の5①⑨、39の40①④、旧措規20の2①、22の24、改正法附則38、47、平4大蔵省告示第57号、平16財務省告示第165号）	○ 適用対象設備から中小企業者等用エネルギー有効利用等設備が除かれました。	平16.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 平16.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。										
	○ その他の適用対象設備について、次のとおり見直しが行われました。											
	<table><tr><th>区 分</th><th>見 直 し の 内 容</th></tr><tr><td>エネルギー有効利用製造設備等</td><td>高性能パルプ洗浄装置など5設備が除かれました。</td></tr><tr><td>エネルギー有効利用付加設備等</td><td>サーボ駆動式プレス機など3設備が追加されるとともに、高性能面圧脱水装置など5設備が除かれました。</td></tr><tr><td>新エネルギー利用設備等</td><td>燃料電池自動車など2設備が追加されるとともに、石油代替エネルギー利用型自動車が縮減され、メタノール充てん設備など4設備が除かれました。</td></tr><tr><td>その他の石油代替エネルギー利用設備等</td><td>石炭利用金属くず溶融再生設備が除かれました。</td></tr></table>		区 分	見 直 し の 内 容	エネルギー有効利用製造設備等	高性能パルプ洗浄装置など5設備が除かれました。	エネルギー有効利用付加設備等	サーボ駆動式プレス機など3設備が追加されるとともに、高性能面圧脱水装置など5設備が除かれました。	新エネルギー利用設備等	燃料電池自動車など2設備が追加されるとともに、石油代替エネルギー利用型自動車が縮減され、メタノール充てん設備など4設備が除かれました。	その他の石油代替エネルギー利用設備等	石炭利用金属くず溶融再生設備が除かれました。
	区 分		見 直 し の 内 容									
	エネルギー有効利用製造設備等		高性能パルプ洗浄装置など5設備が除かれました。									
	エネルギー有効利用付加設備等		サーボ駆動式プレス機など3設備が追加されるとともに、高性能面圧脱水装置など5設備が除かれました。									
新エネルギー利用設備等	燃料電池自動車など2設備が追加されるとともに、石油代替エネルギー利用型自動車が縮減され、メタノール充てん設備など4設備が除かれました。											
その他の石油代替エネルギー利用設備等	石炭利用金属くず溶融再生設備が除かれました。											
○ 適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。												

(2) 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却（措法42の7①、68の12①、措規20の3③、22の25③、改正法附則39、48）	○ 飲食店業を営む中小企業者に係る適用対象資産について、機械及び装置が除かれるとともに、器具及び備品にあっては、電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器に限定されました。	平16.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。								
(3) 特定設備等の特別償却（措法43①表一、68の16①表一、措令28②、39の46②、措規20の6①、22の29①、改正法附則40①、49①、昭48大蔵省告示第69号、平16財務省告示第167号）	○ 公害防止用等設備に係る特別償却の適用対象設備について、次のとおり見直しが行われました。 <table><tr><th>区 分</th><th>見 直 し の 内 容</th></tr><tr><td>一般公害防止用設備</td><td> イ 産業廃棄物処理用設備のうち鋳物廃砂処理装置が除かれました。 ロ 指定物質回収設備について、その適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。 ハ 汚水処理用等設備（汚水処理用等装置のうち紫外線及びオゾン併用分解装置並びに逆浸透膜分離装置）、ばい煙処理用等設備（ばい煙処理用装置のうち、燃焼分解装置、触媒分解装置及び廃ガス冷却装置）の適用期限が、平成17年3月31日まで1年延長されました。 </td></tr><tr><td>家畜排せつ物処理・保管用施設</td><td> イ 畜産業を営む法人については、次に掲げる要件のすべてを満たす法人が取得等をするものに限ることとされました。 ・ 家畜排せつ物法による指導及び助言を受けたことがないことについての農林水産大臣による証明書類を確定申告書等に添付していること ・ 家畜排せつ物法の施行の日（平11.11.1）以後に家畜排せつ物処理・保管用施設の取得等をしたことがないこと ロ 適用期限が平成18年3月31日まで1年5カ月延長されました。 </td></tr><tr><td>脱特定物質対応型設備</td><td> ・ 洗浄装置、ドライクリーニング装置並びに冷凍冷蔵関連装置のうちバス用冷房装置及びトラック用冷凍装置が除かれるとともに、コンテナ用冷凍装置が鉄道用のものに限定されました。 ・ 冷凍冷蔵関連装置のうち陳列棚の品温要件が8度以下（改正前は零下15度以下）に引き上げられました。 ・ 冷凍冷蔵関連装置の適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。 </td></tr></table>	区 分	見 直 し の 内 容	一般公害防止用設備	イ 産業廃棄物処理用設備のうち鋳物廃砂処理装置が除かれました。 ロ 指定物質回収設備について、その適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。 ハ 汚水処理用等設備（汚水処理用等装置のうち紫外線及びオゾン併用分解装置並びに逆浸透膜分離装置）、ばい煙処理用等設備（ばい煙処理用装置のうち、燃焼分解装置、触媒分解装置及び廃ガス冷却装置）の適用期限が、平成17年3月31日まで1年延長されました。	家畜排せつ物処理・保管用施設	イ 畜産業を営む法人については、次に掲げる要件のすべてを満たす法人が取得等をするものに限ることとされました。 ・ 家畜排せつ物法による指導及び助言を受けたことがないことについての農林水産大臣による証明書類を確定申告書等に添付していること ・ 家畜排せつ物法の施行の日（平11.11.1）以後に家畜排せつ物処理・保管用施設の取得等をしたことがないこと ロ 適用期限が平成18年3月31日まで1年5カ月延長されました。	脱特定物質対応型設備	・ 洗浄装置、ドライクリーニング装置並びに冷凍冷蔵関連装置のうちバス用冷房装置及びトラック用冷凍装置が除かれるとともに、コンテナ用冷凍装置が鉄道用のものに限定されました。 ・ 冷凍冷蔵関連装置のうち陳列棚の品温要件が8度以下（改正前は零下15度以下）に引き上げられました。 ・ 冷凍冷蔵関連装置の適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。	平16.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 — — 平16.11.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 — 平16.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 同 上 —
区 分	見 直 し の 内 容									
一般公害防止用設備	イ 産業廃棄物処理用設備のうち鋳物廃砂処理装置が除かれました。 ロ 指定物質回収設備について、その適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。 ハ 汚水処理用等設備（汚水処理用等装置のうち紫外線及びオゾン併用分解装置並びに逆浸透膜分離装置）、ばい煙処理用等設備（ばい煙処理用装置のうち、燃焼分解装置、触媒分解装置及び廃ガス冷却装置）の適用期限が、平成17年3月31日まで1年延長されました。									
家畜排せつ物処理・保管用施設	イ 畜産業を営む法人については、次に掲げる要件のすべてを満たす法人が取得等をするものに限ることとされました。 ・ 家畜排せつ物法による指導及び助言を受けたことがないことについての農林水産大臣による証明書類を確定申告書等に添付していること ・ 家畜排せつ物法の施行の日（平11.11.1）以後に家畜排せつ物処理・保管用施設の取得等をしたことがないこと ロ 適用期限が平成18年3月31日まで1年5カ月延長されました。									
脱特定物質対応型設備	・ 洗浄装置、ドライクリーニング装置並びに冷凍冷蔵関連装置のうちバス用冷房装置及びトラック用冷凍装置が除かれるとともに、コンテナ用冷凍装置が鉄道用のものに限定されました。 ・ 冷凍冷蔵関連装置のうち陳列棚の品温要件が8度以下（改正前は零下15度以下）に引き上げられました。 ・ 冷凍冷蔵関連装置の適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。									

(昭62大蔵省告示第37号、平16財務省告示第168号) (措法43①表四、68の16①表四、措令28⑨、39の46⑨、旧措法43①表四、68の16①表四、旧措令28⑧、39の46⑧、改正法附則40②、49②、改正措令附則22①、34①、昭48大蔵省告示第69号、平16財務省告示第167号)	○ 電線類地中化設備について、次の設備が適用対象から除かれるとともに、適用期限が平成 18 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました。 ・ 一般電気事業又は特定電気事業用：変圧器、電力用蓄電器及び保安開閉装置並びにこれらを収容し又は保護するための設備のうち地下に設置されるもの ・ 電気通信事業用：市外線路設備及び市外線路設備を収容し又は保護するための設備のうち地下に設置されるもの ○ 航空機に係る特別償却について、次の改正が行われました。 イ 適用対象設備及び特別償却割合が次のとおり改正されました。 〈改正前〉 <table><tr><th>適用対象設備</th><th>特別償却割合</th></tr><tr><td>最大離陸重量が130トン以上の経営合理化航空機</td><td>5%</td></tr><tr><td>最大離陸重量が140トン以上のもの</td><td>8%</td></tr></table> 〈改正後〉 <table><tr><th>適用対象設備</th><th>特別償却割合</th></tr><tr><td>最大離陸重量が140トン以上の経営合理化航空機</td><td>5%</td></tr></table> ロ 適用期限が平成 18 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました。	適用対象設備	特別償却割合	最大離陸重量が130トン以上の経営合理化航空機	5%	最大離陸重量が140トン以上のもの	8%	適用対象設備	特別償却割合	最大離陸重量が140トン以上の経営合理化航空機	5%	平 16.4.1 から適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 平 16.4.1 以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —
適用対象設備	特別償却割合											
最大離陸重量が130トン以上の経営合理化航空機	5%											
最大離陸重量が140トン以上のもの	8%											
適用対象設備	特別償却割合											
最大離陸重量が140トン以上の経営合理化航空機	5%											
(4) 特定中核的民間施設等の特別償却（措法43の3②、68の18②、改正法附則40③、49③）	○ 特定農山村法の農林業等活性化基盤施設に係る特別償却について、建物及びその附属設備に係る特別償却割合が 7 %（改正前は 8 %）に引き下げられました。	平 16.4.1 以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。										
(5) 特定余暇利用施設の特別償却（旧措法44の5、68の22、旧措令28の8、39の51、旧措規20の10、22の32、改正法附則40④、49④、改正措令附則22②、34②、改正措規附則13①、18①）	○ 制度が廃止されました。 なお、平成 16 年 4 月 1 日前に旧総合保養地域整備法の承認（変更承認・同意を含みます。）を受けた基本構想において定められた重点整備地区の区域内において、法人が取得等をするものについては、従来どおり適用されます。	左記のとおり経過措置が講じられています。										
(6) 商業施設等の特別償却（措法44の7①、68の24①、措令28の10⑤、39の53⑤、旧措法44の7①表六～九、68の24①表六～九、旧措令28の10⑧～⑩、39の53⑧～⑩、旧措規20の12④～⑩、22の34④～⑩、改正法附則40⑤、49⑤、改正措令附則1七、22③）	○ 中心市街地整備改善活性化法の認定特定事業計画に係る商業施設等、共同物流施設、電気通信高度化施設及び食品小売業者店舗集積施設が、適用対象から除かれました。 ○ 中心市街地整備改善活性化法の認定中小小売商業高度化事業計画に係る商業施設又は商業基盤施設の特別償却について、適用期限が平成 18 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました。 ○ 中小企業総合事業団の独立行政法人への移行に伴い、所要の整備が行われました。	平16.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 — 中小企業総合事業団廃止法の施行の日（平16.7.1）から施										

		行されます。
(7) 再商品化設備等の特別償却（措法44の9①、68の26①、措令28の12、39の55、措規20の14、旧措令28の12①二・⑤、39の54、旧措規20の13、改正法附則40⑥、49⑦、改正措令附則22④、34③、改正措規附則13②、平8大蔵省告示第96号、平16財務省告示第169号）	○ 次の適用対象設備等について、次のとおり改正が行われました。 イ 再商品化設備及び再資源化設備 特定家庭用機器廃棄物再生処置装置が除かれました。 ロ 特定再生資源利用製品製造設備 ・ アルミニウム再生地金製造設備並びに再生紙製造設備のうち洗浄装置、脱水装置及び叩解装置が除かれました。 ・ 食品循環資源再生利用設備の基準取得価額が取得価額の75%（改正前は100%）相当額とされました。 ○ 適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。	平16.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —
(8) 特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却（旧措法44の10、68の26、旧措令28の13、39の55、旧措規20の14、22の36、改正法附則40⑦、49⑥）	○ 適用期限（平成16年3月31日）の到来をもって、この特別償却制度が廃止されました。	平16.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
(9) 特定地域における工業用機械等の特別償却（措法45①表三、68の27、措令28の13、39の56、措規20の15、旧措法45①表一、旧措令28の14、改正法附則1三、40⑧⑨、49⑧⑨、改正措令附則1三、22⑤～⑦、34④、改正措規附則13③）	○ 農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却が廃止されました。 なお、平成16年12月31日までに定められた実施計画に定められた工業等導入地区内においてその実施計画が定められた日から平成21年12月31日までの間に取得等をするものについては、従来どおり適用されます。 ○ 過疎地域等における工業用機械等の特別償却のうち過疎地域に類する奄美群島の一定の区域に係る措置について、その適用対象事業からソフトウェア業が除かれるとともに、その適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。 ○ 離島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却について、適用対象地域に奄美群島が追加されました。	左記のとおり経過措置が講じられています。 平16.4.1前に左の区域において取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 平16.4.1以後に取得等をするものについて適用されます。
(10) 障害者対応設備等の特別償却（措法46の2②、68の31②、措令29の2③、39の60③、改正措令附則22⑧、34⑤）	○ 一般乗用旅客自動車運送事業を営む法人に係る適用対象設備であるリフト付タクシー及びスロープ付タクシーの基準取得価額が取得価額の20%相当額（改正前は25%相当額）に引き下げられました。 ○ 適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。	平16.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —
(11) 農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却（措法46の3、68の32、旧措法46の3①二、68の32①二、旧措令29の3⑪⑫、39の61⑪⑫、旧措規20の19、22	○ 林業経営改善計画に係る割増償却が廃止されました。 ○ 林業の共同改善計画に係る割増償却の適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。	平16.4.1前に認定を受けた林業経営改善計画に係るものについては、従来どおり適用されます。 —

の40、改正法附則40⑩、49⑩、改正措令附則22⑨、34⑥、改正措規附則13④、18②)											
(12) 漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却(措法46の4、68の33)	○ 適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。	—									
(13) 優良賃貸住宅等の割増償却等(措法47、68の34、措令29の4、39の63、旧措法47①二、68の34①二、旧措令29の4②～⑥・⑬⑭、39の63⑧⑨、旧措規20の20①③④、22の41②③、改正法附則40⑪⑫、49⑪⑫、改正措令附則22⑩、34⑦、改正措規附則13⑤、18③)	○ 都心共同住宅に係る割増償却が廃止されました。 ○ 特定優良賃貸住宅に係る割増償却割合が次のとおり引き下げられた上で、適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。 <table border="1"> <tr> <th>対 象 資 産</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> <tr> <td>耐用年数が35年未満のもの</td><td>30%</td><td>21%</td></tr> <tr> <td>耐用年数が35年以上のもの</td><td>40%</td><td>28%</td></tr> </table>	対 象 資 産	改正前	改正後	耐用年数が35年未満のもの	30%	21%	耐用年数が35年以上のもの	40%	28%	平16.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 平16.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
対 象 資 産	改正前	改正後									
耐用年数が35年未満のもの	30%	21%									
耐用年数が35年以上のもの	40%	28%									
(14) 特定再開発建築物等の割増償却(措法47の2③五、68の35、措令29の5⑨、39の64、改正法附則1六、40⑬⑭、49⑬⑭、改正措令附則1五、22⑪、34⑧) (措令29の5⑤二、39の64⑤二、改正措令附則1一)	○ 雨水貯留・利用浸透施設に係る措置について、次の改正が行われました。 イ 適用対象となる構築物から、特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水浸透阻害行為に係る対策工事により建築等されるものが除かれました。 ロ 雨水貯留浸透施設の貯留容量要件が次のとおりとされました。 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>改 正 前</th><th>改 正 後</th></tr> <tr> <td>特定都市河川流域</td><td>200㎡以上</td><td>100㎡以上</td></tr> <tr> <td>そ の 他 の 地 域</td><td colspan="2">200㎡以上</td></tr> </table> ○ 都市基盤整備公団及び地域振興整備公団の独立行政法人への移行に伴い、所要の整備が行われました。	区 分	改 正 前	改 正 後	特定都市河川流域	200㎡以上	100㎡以上	そ の 他 の 地 域	200㎡以上		特定都市河川浸水被害対策法の施行の日(平16.5.15)以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 平16.7.1から施行されます。
区 分	改 正 前	改 正 後									
特定都市河川流域	200㎡以上	100㎡以上									
そ の 他 の 地 域	200㎡以上										
(15) 倉庫用建物等の割増償却(措法48①、68の36①、措令29の6、39の65、措規20の22、22の43、旧措規20の22、22の43、改正法附則40⑮⑯、49⑮⑯、改正措令附則22⑫、34⑨、改正措規附則13⑥、18④)	○ 割増償却割合が10%(改正前は12%)に引き下げられました。 ○ 適用対象となる倉庫用建物等について、従来の特定の臨港地区に係るものが物資流通拠点区域に係るものに統合された上、情報交換機能及び貨物保管場所管理機能のいずれの機能も有することとされるなど、所要の見直しが行われました。 ○ 適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。	平16.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —									
(16) 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却(措法52①、68の39①、旧措法52①二、改正法附則40⑰、49⑰)	○ 適用対象となる負担金から次のものが除かれました。 - 中小企業経営革新支援法による経営革新計画の承認を受けた組合等が賦課する負担金 - 中小企業経営革新支援法による経営基盤強化計画の承認を受けた特定組合等が賦課する負担金 (注) 沖縄振興特別措置法による経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定組合等が賦課する負担金については、従来どおり適用されます。	平16.4.1以後に支出する負担金について適用され、同日前に支出した負担金については従来どおり適用されます。									

Ⅲ 準備金制度に関する改正

○ 準備金制度について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 海外投資等損失準備金（措法55、68の43、措令32の2、旧措法55②、旧措令32の2②④、改正法附則41①、50①）	○ 資源開発事業法人が行うことができる事業から飼料用穀物の栽培等の事業が除かれました。 ○ 資源探鉱事業法人が行うことができる事業から木材に係る育苗等の事業が除かれました。 ○ 適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。	平16.4.1以後に取得する特定株式等について適用され、同日前に取得した特定株式等については、従来どおり適用されます。 —
(2) 金属鉱業等鉱害防止準備金（措法55の5、68の44）	○ 適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。	—
(3) 特定災害防止準備金（措法55の7、68の46、改正法附則1）	○ 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。 ○ 環境事業団の独立行政法人への移行に伴い、所要の整備が行われました。	— 平16.4.1から施行されます。
(4) 特定都市鉄道整備準備金（措法56、68の47、旧措法56①、改正法附則37、41②、50②）	○ 積立限度額の計算の基礎となる累積限度額が工事費総額の10分の4（改正前は2分の1）に引き下げられました。 ○ 平成17年9月30日までに認定を受けた特定都市鉄道整備事業計画に記載された期間内の日を含む各事業年度が適用事業年度（改正前の適用期限は平成16年3月31日までに開始する事業年度）とされました。	平16.4.1以後に開始する事業年度分等の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分等の法人税については、従来どおり適用されます。ただし、平16.4.1前に認定を受けた特定都市鉄道整備事業計画に係るものについては、従来どおり適用されます。 —
(5) ガス熱量変更準備金（措法56の3、68の49、措規21の8①、22の50、改正措規附則14、19）	○ 適用対象法人から除かれる大規模な事業者の範囲が、その法人のガスの供給区域内におけるガスメーターの取付数が50万個（改正前は100万個）を超えるものとされました。 ○ 適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。	平16.4.1以後に開始する事業年度分等の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分等の法人税については、従来どおり適用されます。 —
(6) 保険会社等の異常危険準備金（措法57の5、68の55、措令33の5②五の二・①②③、39の83②五の二・①②③、改正措令附則19）	○ 準備金の積立対象となる共済の範囲に、建物又は動産について生じた火災等及び風水害、雪害、地震その他の天災による損害を共済事故とする共済（積立率2.5%、異常災害損失率50%、洗替保証限度率40%）が追加されました。 ○ 次の特例の適用期限が平成19年3月31日まで3年延長されました。 ・ 火災共済協同組合等の火災共済に係る準備金の積立率の特例（2.5%を5%とする特例） ・ 損害保険会社の火災保険等に係る準備金の積立率の特例（2%を3%とする特例）	平16.4.1以後に開始する事業年度分等の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分等の法人税については、従来どおり適用されます。 —
(7) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金（措法58、68の61）	○ 適用期限が平成19年3月31日まで3年延長されました。	—

IV 資産譲渡の場合の課税の特例制度に関する改正

1 承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例制度の創設

〔創設された制度の概要〕

独立行政法人都市再生機構（以下「機構」といいます。）が都市基盤整備公団から承継した業務のうち国土交通大臣の認可を受けた計画（以下「認可計画」といいます。）に係る業務が施行される場合において、その認可計画の施行区域内の一定の土地等を有する法人が、平成16年7月1日から平成21年6月30日までの間に、その認可計画に従って、その土地等と機構の有する一定の事業用地との交換をしたときは、その交換により取得した用地につき、一定の限度額の範囲内の圧縮記帳を認めるという制度が創設されました（措法65の15）。

(1) 適用対象となる認可計画

この制度の適用対象となる認可計画とは、独立行政法人都市再生機構法附則第12条第3項の規定により、国土交通大臣の認可を受けた計画（同条第6項の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの）をいいます（措法65の15①）。

(2) 適用対象となる交換

この制度の適用対象となる交換とは、その法人が有する土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産を除きます。以下「土地等」といいます。）のうち、認可計画の施行区域内の都市計画施設の用に供される土地等（以下「交換譲渡資産」といいます。）と機構がその施行区域内に有する独立行政法人都市再生機構法附則第12条第3項の用地（以下「交換取得資産」といいます。）との交換をいいます。ただし、法第50条第1項若しくは第5項《交換により取得した資産の圧縮額の損金算入》の規定又は措法第65条の9《特定の資産を交換した場合の課税の特例》若しくは第65条の10《特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例》の規定の適用を受けるものを除きます（措法65の15①、措令39の9の3①）。

(3) 圧縮限度額の計算等

次の算式により計算した圧縮限度額の範囲内で、その交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えて損金経理により引当金に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含みます。）により経理した場合に限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額が損金の額に算入されることとなります（措法65の15①）。

（算 式）

$$\text{圧縮限度額} = \text{交換取得資産の取得価額} - \text{交換譲渡資産の譲渡直前の帳簿価額}$$

（注） 交換譲渡資産の譲渡直前の帳簿価額は、交換取得資産とともに交換差金を取得した場合など一定の場合には、所定の調整計算を行うこととされています（措法65の15②、措令39の9の3②③）。

(4) その他

この制度の適用を受けるためには、確定申告書等にこの制度により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、かつ、その確定申告書等に所定の書類を添付しなければなりません（措法65の15③、65の7⑤、措規22の9の3①）。

(5) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)から(4)までの措置に準じた改正が行われています（措法68の85の2、措令39の109の2、措規22の72の2）。

〔適用時期〕

平成16年7月1日から平成21年6月30日までの間に行う土地等の交換について適用されます（措法65の15①、68の85の2①）。

2 その他

その他の資産譲渡の場合の課税の特例制度に関して、次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 土地の譲渡等がある場合の特別税率(措法62の3④二・五・六・⑤⑬、68の68④⑤⑬、措令38の4⑪⑫⑬⑮、措規21の19②、22の62①)	○ 適用停止措置の期限が平成20年12月31日まで5年延長されました。 ○ 防災街区計画整備組合が密集市街地整備法による防災街区整備事業を施行する場合における土地等の譲渡で一定のものが、適用除外となる棚卸資産の譲渡の範囲に追加されました。 ○ 密集市街地整備法による防災街区整備事業の施行者に対する土地等の譲渡で一定のものが、適用除外となる優良住宅地等のための譲渡の範囲に追加されるとともに、本適用除外措置の期限が平成20年12月31日まで5年延長されました。 ○ 特殊法人等の独立行政法人等への移行に伴い、所要の整備が行われました。	本制度は、平10.1.1から平20.12.31までの間の土地の譲渡等については適用しないこととされています。
(2) 短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率(措法63③二・⑦、68の69③二・⑦、措令38の5⑥)	○ 適用停止措置の期限が平成20年12月31日まで5年延長されました。 ○ 特殊法人等の独立行政法人等への移行に伴い、所要の整備が行われました。	(1)の適用時期等と同じとなります。
(3) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(措法64①三の三・三の四・六の二・②二、68の70①、措令39⑧⑨⑩⑬⑭⑮、措規22の2④三、改正法附則42①、51①) (旧措法64①五、改正法附則42②、51②) (措法64①三の六、改正法附則1一ロ)	○ 適用対象に次のものが追加されました。 - イ 資産につき密集市街地整備法による防災街区整備事業が施行された場合において、その資産に係る権利変換により一定の補償金を取得するとき - ロ 密集市街地整備法において準用する都市計画法の規定に基づき、施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内の土地等が施行予定者に対する買取請求により買い取られ対価を取得する場合 - ハ 資産に関して有する権利で密集市街地整備法に規定する権利変換により新たな権利に変換をすることのないものが消滅し、一定の補償金を取得する場合 ○ 保安林整備臨時措置法の期限の到来に伴い、同法に基づき森林等が買い入れられ又は買い取られ、対価又は補償金を取得する場合は、適用対象から除かれました。 ○ 都市基盤整備公団の独立行政法人への移行に伴い、所要の整備が行われました。	平16.4.1以後に行う資産の譲渡等に係る法人税について適用され、同日前に行った資産の譲渡等に係る法人税については、従来どおり適用されます。 平16.4.1前に行った資産の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。 平16.7.1から施行されます。
(4) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(措法65①五・⑧、68の72①⑧、措令39の2⑪、改正法附則42①、51①) (旧措法65①三、改正法附則42②、51②)	○ 適用対象に次のものが追加されました。 - イ 資産につき密集市街地整備法による防災街区整備事業が施行された場合において、その資産に係る権利変換により防災施設建築物の一部を取得する権利及び防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権を取得するとき - ロ 防災街区整備事業の工事が完了した場合に、上記イの権利につき防災変換清算金の交付を受けたとき又はその権利に基づき防災施設建築物の一部等を取得したとき ○ 保安林整備臨時措置法の期限の到来に伴い、同法に基づき森林等が国有林野と交換された場合に、その森林等に換えて他の森林等を取得するときに、適用対象から除かれました。	平16.4.1以後に行う資産の譲渡等に係る法人税について適用され、同日前に行った資産の譲渡等に係る法人税については、従来どおり適用されます。 平16.4.1前に行った資産の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。
(5) 特定土地地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除(措法65の3①一・二の二、②③、68の74①～③、	○ 適用対象に次のものが追加されました。 - イ 地方公共団体等が密集市街地整備法による防災街区整備事業として行う公共施設の整備改善等の事業の用に供するためその地方公共団体等に土地等が買い取られる場合 - ロ 防災街区整備事業の事業予定地内の土地等が、都	平16.4.1以後に行う資産の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った資産の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。

措規22の4①、改正法附則42③、51③) (措法65の3①一、措令39の4②、改正法附則1一ロ、改正措令附則1一)	市計画法に基づき、その防災街区整備事業の事業認可前に設立された防災街区整備事業組合に買い取られる場合 ○ 都市基盤整備公団及び地域振興整備公団の独立行政法人への移行に伴い、所要の整備が行われました。	平16.7.1から施行されます。
(6) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除(措法65の4①三、68の75①) (措法65の4①八、68の75①、措令39の5⑮、措規22の5⑦、改正法附則42④、51④) (旧措法65の4①十二、旧措令39の5・・、改正法附則42⑤、51⑤) (旧措法65の4①十九、旧措令39の5・・、旧措規22の5①二十四・・・、改正法附則42⑥、51⑥) (措法65の4①一・十二、措令39の5、改正法附則1一ロ・八・九、改正措令附則1一・六・七) (措法65の4①一・六、改正法附則1)	○ 特定の民間宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の適用期限が、平成18年12月31日まで3年延長されました。 ○ 地方公共団体又は防災街区整備推進機構が特定防災街区整備地区内において行う公共施設の整備等のために土地等が買い取られる場合が、適用対象に追加されました。 ○ 適用対象から次のものが除かれました。 イ 環境事業団が行う工場又は事業場の集団化に必要な建物等の設置に関する事業の用に供するために買い取られる場合 ロ 石油公団法の国家備蓄石油の管理に必要な施設の用に供するために土地等が石油公団に買い取られる場合 ○ 都市基盤整備公団、地域振興整備公団及び中小企業総合事業団の独立行政法人への移行に伴い、所要の整備が行われました。 ○ 新東京国際空港公団の成田国際空港株式会社への移行に伴い、所要の整備が行われました。	— 平16.4.1以後に行う資産の譲渡に係る法人税について適用され、同日前行った資産の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。 平16.4.1前に環境事業団が行った事業の用に供するために環境事業団に買い取られた場合には、従来どおり適用されます。 平16.4.1前行った資産の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。 都市基盤整備公団及び地域振興整備公団に係る改正については、平16.7.1又は中小企業基盤整備機構法一部改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(平16.7.1)から、中小企業総合事業団に係る改正については、中小企業総合事業団廃止法の施行の日(平16.7.1)から施行されます。 平16.4.1から施行されます。
(7) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例(措法65の7①表十九、68の78①表十七、措令39の7⑮、措規22の7⑦十六・十七、22の69⑤十六・十七、改正法附則42⑦、51⑦) (措法65の7①表二十二、68の78①表十九) (措法65の7①表十五、措令39の7⑤、措規22の7⑥、22の69④、改正法附則1一ロ、改	○ 密集市街地整備法の防災街区整備権利移転等促進計画に基づき防災再開発促進地区の区域内で行われる買換えが、防災再開発促進地区内における防災街区整備事業に関する都市計画に基づいて行われる土地等、建物又は構築物の買換えに係る措置に改組されました。 ○ 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えについて、適用期限が平成18年12月31日まで3年延長されました。 ○ 都市基盤整備公団及び地域振興整備公団の独立行政法人への移行に伴い、所要の整備が行われました。	平16.4.1以後に行う資産の譲渡に係る法人税について適用され、同日前行った資産の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。 — 平16.7.1又は中小企業基盤整備機構法一部改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(平16.

正措令附則 1 一・六、 改正措規附則15、20) (措令39の 7 ⑤、旧措 規22の 7 ⑥三、22の69 ④三、改正措令附則 1、 改正措規附則15、20)	○ 環境事業団の独立行政法人への移行に伴い、所要の 整備が行われました。	7.1) から施行されます。 平16.4.1から施行されま す。
--	---	--

V 税 額 の 計 算 に 関 す る 改 正

1 連結法人の法人税率の特例の廃止

〔制度の概要〕

平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する各連結事業年度の連結所得の金額に対する法人税の税率については、2%の税率を上乗せすることとされていました（旧措法68の8①）。

〔改正の内容〕

適用期限の到来をもって、2%の税率を上乗せする連結法人の法人税率の特例が廃止されました（旧措法68の8）。

これにより、平成16年4月1日以後に開始する各連結事業年度の連結所得の金額に対する法人税の税率は、連結親法人の区分に応じ次表のとおりとなります（法81の12①～③、負担軽減措置法16②、措法68の100①、68の108①）。

連 結 親 法 人			税 率	
			改正前	改正後
普通法人	(i) 資本の金額又は出資金額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除きます。）	年 800 万円以下の部分	24%	22%
		年 800 万円超の部分	32%	30%
	(ii) 上記(i)に掲げる法人以外の法人		32%	30%
協 同 組 合 等			25%	23%
特 定 の 協 同 組 合 等 (特定の地区又は地域に係るもので一定の要件を満たすもの)		年 10 億円以下の部分	25%	23%
		年 10 億円超の部分	28%	26%
特 定 の 医 療 法 人 (一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたもの)			25%	23%

〔適用時期〕

平成16年4月1日前に開始した連結親法人事業年度における連結親法人の各連結事業年度の連結所得に係る法人税率については、従来どおり適用されます（改正法附則46）。

2 中小企業者等が機械等を取得した場合等の法人税額の特例控除制度の整備

〔制度の概要〕

この制度は、青色申告法人である特定中小企業者等（又は中小企業者等）が平成10年6月1日から平成16年3月31日までの間に、特定機械装置等の取得等（又は特定機械等の賃借）をして、これを指定事業の用に供した場合には、供用年度において、その特定機械装置等の基準取得価額（又は特定機械等のリース費用の総額の60%相当額）に7%の税額控除割合を乗じて計算した金額の法人税額の特例控除を認めるというものです（旧措法42の6②③、旧措令27の6⑨）。

（注）「特定機械装置等」とは、中小企業者等が機械等を取得した場合の特例償却（5ページ参照）の場合と同様です。

また、「特定機械等」とは、その製作の後事業の用に供されたことのない次に掲げるものを物品賃貸業を営む者から一定の契約により賃借したもの（機械及び装置並びに器具及び備品についてはリース費用の総額が次に掲げる金額以上のもの）をいいます（旧措令27の6⑧、措規20の2の2⑤）。

機 械 及 び 装 置	1台又は1基のリース費用の総額が210万円以上のもの
特定の器具及び備品（※）	① 1台又は1基のリース費用の総額が140万円以上のもの
	② 原則として、その事業年度において物品賃貸業を営む者から契約により賃借をして指定事業の用に供したもののリース費用の総額の合計額が140万円以上のもの
車両総重量3.5t以上の貨物自動車	

（※）電子計算機、デジタル複写機、ファクシミリ、デジタル交換設備、デジタルボタン電話設備、電子ファイリング設備、マイク、ロファイル設備、ICカード利用設備、冷房用又は暖房用機器の9種類が対象とされています。

〔改正の内容〕

(1) 取得価額基準及びリース費用総額基準の改正

器具及び備品について、その取得価額基準が120万円以上（改正前は100万円以上）に、そのリース費用総

額基準が160万円以上（改正前は140万円以上）に、それぞれ引き上げられました（措令27の6②⑧、措規20の2の2③⑤）。

(2) 適用期限の延長

適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました（措法42の6①）。

(3) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)及び(2)の措置に準じた改正が行われています（措法68の11①、措令39の41①⑥、措規22の24）。

〔適用時期〕

改正の内容の(1)及び(3)は、平成16年4月1日以後に取得等又は賃借をするものについて適用され、同日前に取得等又は賃借をしたものについては、従来どおり適用されます（改正措令附則21、33、改正措規附則12、17）。

3 その他

その他の税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 試験研究費の額が増加した場合等の税額控除（措法42の4、68の9、措令27の4、39の39、措規20①二、22の23①二、旧措令27の4⑨四、改正措令附則20、32）	○ 適用対象となる試験研究費の範囲から次の負担金が除かれました。 ・ 中小企業経営革新支援法による経営革新計画の承認を受けた組合等が賦課する負担金 ・ 中小企業経営革新支援法による経営基盤強化計画の承認を受けた特定組合等が賦課する負担金 （注）沖縄振興特別措置法による経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定組合等が賦課する負担金については、従来どおり適用されます。 ○ 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構の独立行政法人への移行等に伴い、特別試験研究費の範囲について所要の整備が行われました。	平16.4.1以後に支出する負担金について適用され、同日前に支出した負担金については、従来どおり適用されます。 平16.4.1以後に交付を受ける助成金に係る試験研究について適用され、同日前に交付を受けた助成金に係る試験研究については、従来どおり適用されます。
(2) エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の5②、68の10②、旧措法42の5①四、68の10①四、旧措令27の5①⑨、39の40①④、旧措規20の2①、22の24、改正法附則38、47、平4大蔵省告示第57号、平16財務省告示第165号）	○ エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却（6ページ参照）と同様の改正が行われています。	平16.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
(3) 事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（措法42の7②③、68の12②③、措規20の3③、22の25③、改正法附則39、48）	○ 事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却（7ページ参照）と同様の改正が行われています。	平16.4.1以後に取得等又は賃借をするものについて適用され、同日前に取得等又は賃借をしたものについては、従来どおり適用されます。
(4) 中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用（措法68の2①一～三、68の109①一・二・②）	○ 次の措置の適用期限が、それぞれ次のとおり延長されました。 イ 新事業創出促進法の中小企業者で設立後10年以内のもの及び認定事業者に係る措置……平成18年3月31日まで2年延長 ロ 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の中小企業者に係る措置……平成17年4月13日まで延長	—

VI そ の 他 の 改 正

1 帳簿書類の保存期間

〔制度の概要〕

法人は、次の帳簿書類を整理し、それぞれ一定期間保存しなければならないこととされています（法126、150の2、旧法規59、67）。

区 分		中小法人等	大 法 人
帳 簿	現金出納帳、固定資産台帳、売掛帳、買掛帳、経費帳等	7年間	7年間
決 算 関 係 書 類	損益計算書、貸借対照表、棚卸表等		
証 ひ よ う 書 類	① 現金の収受・払出し、預貯金の預入・引出しに際して作成された書類		
	② 有価証券の取引に際して作成された書類		
	③ ①、②及び④以外のもの	5年間	5年間
	④ 棚卸資産の引渡し又は受入れに際して作成された書類		

(注) 1 上記保存期間は、帳簿についてはその閉鎖の日の属する事業年度終了の日の翌日から原則として2月を経過した日から、書類についてはその作成又は受領の日の属する事業年度終了の日の翌日から原則として2月を経過した日から、それぞれ起算することとされています（旧法規59④、67⑤）。

2 「中小法人等」とは普通法人のうち各事業年度終了の日において資本の金額又は出資金額が1億円以下のもの（特定目的会社若しくは旧資産流動化法の特定目的会社又は投資法人を除きます。）若しくは資本若しくは出資を有しないもの（相互会社及び外国相互会社を除きます。）、公益法人等、協同組合等又は人格のない社団等をいい、「大法人」とは中小法人等以外の法人をいいます（旧法規59②、67③）。

3 中小法人等は、国外関係者との取引に関して作成し又は受領した③の書類については、上記にかかわらず、6年間保存することとされています（旧法規59②、67③）。

4 保存期間のうち5年を経過した日以後の期間（6年目、7年目）は、一定の要件を満たすマイクロフィルムにより保存することも認められています。また、証ひょう書類のうち一定のものについては、4年目、5年目に係る保存期間についても、一定の要件を満たすマイクロフィルムによる保存が認められています（旧法規59⑤、67⑤、平10大蔵省告示第136号、平10国税庁告示第2号）。

5 連結法人の帳簿書類又は特定信託青色申告法人の特定信託に係る帳簿書類についても、大法人の場合と同様の期間、整理保存することとされています（旧法規8の3の10、59の4）。

〔改正の内容〕

現行5年間（又は6年間）とされている上記③及び④の帳簿書類の保存期間が、中小法人等及び大法人ともに一律7年間に延長されました（法規59、67）。

また、連結法人の帳簿書類又は特定信託青色申告法人の特定信託に係る帳簿書類の保存期間についても、同様の改正が行われています（法規8の3の10、59の4）。

〔適用時期〕

改正後の規定は、法人の平成13年4月1日以後に開始した事業年度又は計算期間において閉鎖し、又は作成し、若しくは受領した帳簿書類を保存する場合について適用され、同日前に開始した事業年度又は計算期間において閉鎖し、又は作成し、若しくは受領した帳簿書類を保存する場合については、従来どおり適用されます（改正法規附則5）。

なお、連結法人の帳簿書類の保存に関する改正後の規定は、平成14年4月1日以後に開始した連結事業年度において閉鎖し、又は作成し、若しくは受領した帳簿書類を保存する場合について適用されます（改正法規附則3）。

2 その他

その他、法人税に関して次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 収益事業の範囲 (法令5①一ホ・三ヲ、法規8の2①、改正法令附則2、改正法規附則2①) (法令5①二ニ・三ハ・五ル、法規8の3①、改正法令附則1二、3、改正法規附則1二、2②) (法令5①三ル、改正法令附則1) (法令5①二十九チ・リ・ヌ、改正法令附則2) (法令5①三十三ロ、改正法令附則1)	○ 公益法人等の収益事業の範囲について、次の改正が行われました。 イ 米穀安定供給確保支援機構が行う一定の業務に係る物品販売業、金銭貸付業及び信用保証業が収益事業の範囲から除かれました。 ロ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う一定の不動産販売業、金銭貸付業、不動産貸付業及び無体財産権提供業が収益事業の範囲から除かれました。 ハ 通信・放送機構の独立行政法人への移行に伴い、所要の整備が行われました。 ニ 収益事業から除かれている特定の医療業務を行う民法法人の医療保健業について、当該特定の医療業務に係る医療保健業のみが非課税となるように見直しが行われました。 ホ 海洋科学技術センターの独立行政法人への移行に伴い、所要の整備が行われました。	平16.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。ただし、独立行政法人中小企業基盤整備機構に係る改正については、原則として中小企業総合事業団廃止法の施行の日（平16.7.1）以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(2) 資本積立金額の意義等(法2十七ニ・ホ・レ、62の2①、93②、法令8の2⑧、9①④)	○ 適格合併等を基因としていわゆる投資簿価修正が行われた場合の合併法人等の資本積立金額、利益積立金額の計算について所要の整備が行われました。	—
(3) 連結法人株式の譲渡等に伴う利益積立金額又は連結個別利益積立金額の増加・減少(法令9の2①、改正法令附則4)	○ いわゆる投資簿価修正を行うこととなる事由から、連結法人間の適格合併に基因する譲渡等が除かれました。	平16.4.1以後にその事由が生ずる場合に適用され、同日前にその事由が生じた場合については、従来どおり適用されます。
(4) 特定信託の受託者である外国法人の特定信託に係る所得の課税(法4②、10の2、145の2～145の8、146、147、負担軽減措置法16、法令192～198、法規61の2、61の3、改正法附則1五ロ、改正法令附則1一、改正法規附則1一)	○ 信託業法の改正に伴い、特定信託の受託者である外国法人を納税義務者の範囲に加える等、特定信託の各計算期間の所得に対する法人税について所要の整備が行われました。	信託業法の施行の日から施行されます。
(5) 寄附金の損金不算入の特例 (法令77①一の二・一の三・三ニ、法規23の2②、24、旧法令77①一の二・二ル・三ニ、改正法令附則9、改正法規附則4)	○ 特定公益増進法人の範囲について、次の改正が行われました。 イ 地方独立行政法人で一定の業務を主たる目的とするものが追加されたほか、特殊法人の独立行政法人への移行に伴い、所要の整備が行われました。 ロ 学術に関する研究を主たる目的とする法人で日本育英会法施行令の指定を受けているもの（以下「指定研究所」といいます。）が特定公益増進法人から除かれるとともに、人文科学に関する研究を主たる目的とする法人で登録学術研究団体と連携して研究を行うものが、人	平16.4.1以後に支出する寄附金について適用され、同日前に支出したものについては、従来どおり適用されます。ただし、指定研究所に対して支出するもののうち、証明書類が発行された日以後2年を経過する日（その日が平17.3.31以前に到来する場合は、同日）までの期間内に支出するものについては、特定公益増

(昭40大蔵省告示第154号、平16財務省告示第178号)	文科学に関する研究（一定の要件を満たすものに限り。）を主たる目的とする法人と改められました。 ○ 指定寄附金の範囲に、国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人に対する一定の寄附金が追加されるとともに、日本育英会の独立行政法人への移行に伴い、所要の整備が行われました。	進法人に対する寄附金とみなされます。 平16.4.1以後に支出する寄附金について適用されます。
(6) 連結中間申告（法81の19、法令155の47、改正法附則15）	○ 連結グループ内合併等が行われた場合の連結中間納付額の調整計算について所要の整備が行われました。	平16.4.1以後に納税義務が成立する連結中間申告書に係る法人税について適用され、同日前に納税義務が成立した連結中間申告書に係る法人税については、従来どおり適用されます。
(7) 漁業協同組合等の留保所得の特別控除（措法61①、措令37①②、改正法附則37、旧措法61①、旧措令37②一）	○ 事業年度終了の日における出資総額が1億円超の組合等が適用対象法人から除かれました。	平16.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(8) 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（措法62①、68の67①）	○ 適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。	—
(9) 国外関連者との取引に係る課税の特例等（措法66の4、68の3の5、68の88、措令39の12⑧、39の35の5⑨、39の112⑦、改正措令附則19、29）	○ 移転価格税制における独立企業間価格の算定方法に取引単位営業利益法が追加されました。	平16.4.1以後に開始する事業年度分等の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分等の法人税については、従来どおり適用されます。
(10) 国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例等（措法66の5、68の3の6、68の89、措令39の13⑩、39の35の6⑩、39の113⑤、改正措令附則24、30、35）	○ 本制度の適用の有無を判定する際に用いる類似法人の総負債の額の純資産の額に対する比率は、類似法人の過去3年以内に終了したいずれかの事業年度の比率とすることとされました。	平16.4.1以後に終了する事業年度分等の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分等の法人税については、従来どおり適用されます。
(11) 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例（措法66の10①、68の94①、旧措法66の10①二、改正法附則43、52）	○ 適用対象から次の資産が除かれました。 ・ 中小企業経営革新支援法の組合等が承認を受けた経営革新計画に係る試験研究用資産 ・ 中小企業経営革新支援法の特定組合等が承認を受けた経営基盤強化計画に係る試験研究用資産 （注） 沖縄振興特別措置法の沖縄の特定組合等が承認を受けた経営革新計画に係る試験研究用資産については、従来どおり適用されます。	平16.4.1以後に取得等をする試験研究用資産について適用され、同日前に取得等をした試験研究用資産については、従来どおり適用されます。
(12) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（措法66の11、旧措令39の22②五、改正措令附則26①） (措法66の11①二、改正	○ 高度な技術を開発し又は利用する工業の開発に資するための一定の業務に係る負担金が適用対象から除かれました。 ○ 中小企業総合事業団の独立行政法人への移行	平16.4.1前に支出した負担金については、従来どおり適用されます。 中小企業総合事業団廃止法

法附則1八) (措令39の22②十二、④、改正措令附則26②)	に伴い、所要の整備が行われました。 ○ 環境事業団の独立行政法人への移行に伴い、所要の整備が行われました。	の施行の日(平16.7.1)から施行されます。 平16.4.1以後に支出する負担金について適用され、同日前に支出した負担金については、従来どおり適用されます。
(13) 金融機関等の受取配当等の益金不算入等の特例(措法67の6、措令39の28、改正法附則37) (措法67の7、68の103の2、措令39の28の2、39の124の2、改正法附則37、53)	○ 銀行持株会社等の受取配当等の益金不算入等の特例の対象となる銀行持株会社等と発行金融機関等との関係に、同一の法人によって銀行持株会社等の株式の全部及び発行金融機関等の株式の全部を直接又は間接に保有される関係が追加された上で、適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。 ○ 損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例として、平成16年4月1日から平成21年3月31日までの間に開始する各事業年度の特例利子を負債利子控除の対象から除く制度が創設されました。	平16.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 平16.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。なお、連結法人については、連結親法人事業年度が平16.4.1以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用されます。
(14) 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税(措法67の13①)	○ 適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。	—
(15) 投資法人に係る課税の特例(措法67の15⑨～⑫、措令39の32の3⑥・⑨～⑫、改正法附則45)	○ 不動産投資法人で一定の要件を満たすものが、平成16年4月1日から平成19年3月31日までの間に、特定目的会社が発行する優先出資証券の全部を取得した場合に、次の措置が講じられました。 イ 不動産投資法人の支払配当の損金算入要件である他の法人の株式又は出資の保有割合の判定に当たって、その特定目的会社は他の法人に含まれないものとする。 ロ 不動産投資法人が取得したその優先出資証券に係る利益の配当については、不動産投資法人において課税する。	不動産投資法人が平16.4.1以後に特定目的会社の優先出資証券を取得する場合で、同日以後に終了する事業年度について適用されます。
(16) 振替国債の利子等の非課税(措法67の16)	○ 適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。	—
(17) 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例(措法68の3)	○ 適用期限が平成19年3月31日まで3年延長されました。	—
(18) 法人税に係る更正の期間制限(通則法70①②、改正法附則17①②)	○ 欠損金の繰越期間が5年間に延長されたことに伴い、純損失等の金額を増加させる更正又は純損失等の金額を減少させる更正のうち法人税に係るものについては、法定申告期限から7年(改正前は5年)を経過する日までではすることができるとされました。 ○ 偽りその他不正の行為に係る更正以外の法人税に係る更正は、その法定申告期限から5年(改正前は3年)を経過する日まですることができる	平13.4.1以後に開始した事業年度等において生じた純損失等の金額について適用され、同日前に開始した事業年度等において生じた純損失等の金額については、従来どおり適用されます。 平16.4.1以後に法定申告期限が到来する法人税について適用され、同日前に法定

	ことととされました。	申告期限が到来した法人税に係る更正については、従来どおり適用されます。
(19) 日米租税条約の改正に伴う規定の整備 (実施特例法4、改正法附則1、18) (実施特例法6の2、改正法附則1)	○ 平成15年11月6日に署名された日米租税条約（以下「新条約」といいます。）については、平成16年3月に批准書が交換され、その効力を生じました。この新条約においては、両国間の課税上の取扱いが異なる事業体に対する条約の適用に関する規定や租税回避の防止のための特典条項などが制定されています。 これに関連して、次の改正が行われました。 ・ 日米租税条約において日米両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に対する条約の適用に関する規定が設けられたことに伴い、そのような事業体に対する条約の規定に基づくわが国の課税上の取扱いを明確化するための規定の整備が行われました。 ・ 新条約において租税回避の防止のための特典条項が創設されたことに伴い、特典条項のある条約の適用を受けようとする場合の手続等に関する規定の整備が行われました。	源泉徴収に関することについては、平16.7.1以後に支払うべきものから適用され、また、それ以外のことについては、平17.1.1以後に開始する課税年度から適用されます。 平16.4.1から施行されます。 同 上

※ 税に関する情報をインターネットのホームページに掲載しています。

国税庁のホームページ

<http://www.nta.go.jp>

タックスアンサーホームページ

<http://www.taxanswer.nta.go.jp>

